

國學院大學學術情報リポジトリ

明治中期の宗教行政と外来系新宗教：
日本伝道開始時のモルモン教への反応を事例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉内, 寛幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001019

明治中期の宗教行政と外来系新宗教

——日本伝道開始時のモルモン教への反応を事例として——

杉 内 寛 幸

はじめに

本稿は、外来系新宗教やキリスト教系新宗教と区分されることが多い^①、末日聖徒イエスキリスト教会（以下、モルモン教と呼称する）の明治期における布教届出に対する国家の対応から、国家体制下における宗教の「共存関係」の一端を明らかにすることを目的とする。いかにして近代国家に向かう日本において、宗教行政によって異文化から発生した新宗教が「共存」可能となったかについて考察していく。なお、筆者の問題関心は、特に外来系新宗教の日本布教にあるので、明治中期に布教を始めたモルモン教と内務省の反応を事例として扱うこととしたい。

モルモン教は、世界各地で約一五〇〇万人の信徒数を数え、日本での伝道活動は一九〇一（明治三四）年に始まっている。現在の日本の信徒は約一三万人の信徒数を持つが、日本での歴史的展開過程についてはほとんど注目されてこなかった^②。

モルモン教の日本での展開については、教会関係者のウィリアム・マッキンタイヤ・高木信二がまとめた『日本末日聖徒史』⁽⁵⁾と、日本伝道部が作成した日本伝道一〇〇周年実行委員会編『世紀を越えて―末日聖徒イエス・キリスト教会伝道一〇〇周年のあゆみ』⁽⁶⁾が内部資料を用いてまとめている。また、海外の研究者によるものは、マレー・L・ニコールが一九五七年にブリガム・ヤング大学に出した論文⁽⁷⁾と、リード・L・ニールソンによる著作⁽⁸⁾がある。いずれも教会員による研究であり、教会歴史部などに保管されている資料を駆使し、宣教師達の行動や、東アジアでの伝道活動に至る経緯、江戸時代からの日本の宗教政策などとの関係などを考察している。また、戦前の伝道の失敗に関して、言語の問題、文化の違い、金銭の問題などの分析を行っていることが特徴となっている。本稿の日本での展開については、主に上記の論文などを参考としている。

小川原正道は、明治国家のキリスト教対策という視点から、モルモン教と内務省の関係について論じている。⁽⁹⁾ 小川原によれば、モルモン教の伝道開始時は、内地雑居に伴うキリスト教の布教活動が拡大した頃に当たり、国家がキリスト教対策を講じていた時期でもあった。そのような中で伝道活動を開始したモルモン教の持っていた特殊な教義が、国内の「安寧秩序」に悪影響を与えることを懸念し、宗教局及び警保局が警戒したと論じている。小川原の分析は、筆者の問題関心とかなり近く、教義の内容が問題化されたのは間違いないだろう。しかし、ここではもう少しモルモン教側の事情や国内の反応なども考慮する必要があるだろう。

本稿では、これらの先行研究を踏まえ、日本の宗教行政の展開の中にモルモン教の布教を位置づけ、内務省宗教局と警保局の対応を歴史的に再構成することによって、いかなる論理によって内務省がモルモン教を危険視したのかを明らかにしたい。また、モルモン教側の対応や、その他一部キリスト教による反モルモン活動についても取り上げることとする。

一、宗教行政の変遷

本節では、明治の宗教行政の展開について見ていくことにしよう。ここでは、内務省宗教局へ至る宗教行政の歴史的發展を中心にとめてみたい。

まず、明治政府の宗教行政についてであるが、明治維新政府は、神仏分離策や神祇官再興といった方針を取ること、宗教と国家の関係を一変させた。当初維新政府は、近代国家として宗教を取り締まる際の法の不十分さから、直接政府による宗教の統一的規制や掌握を行うことを目指した。しかし、キリスト教については、徳川幕府によるキリシタン政策を踏襲し、禁制する姿勢を崩さなかった。⁽⁹⁾一八六八（慶応四）年三月には「キリシタン、邪宗門禁制」の立て札が提示されたが、浦上キリシタン問題などに対する外国からの圧力を契機として、国民教化政策、信教の自由の問題への対策が必要となった。この国民教化政策は、一八七〇（明治三）年の、「大教宣布の詔」の発布に伴い、一八六九（明治二）年に設けられた神祇官所管の宣教使によって、祭政一致の方針と神道の国教化を国民に浸透させようとするが、神祇官及び宣教使の意見対立などによって廃止された。⁽¹⁾

一八七二（明治五）年、条約改正のために欧州を訪れていた岩倉使節団一行は、キリスト教に対する弾圧や、浦上キリシタン問題に対する抗議を受け、政策の転換を受け入れざるを得ず、一八七三（明治六）年二月、太政官布告（第六八号）によって高札の撤去を行った。日本のキリスト教は、事実上解禁されたとするが、法律上は行政の対象とされなかった。

一八七二（明治五）年三月には、神道のみによる国民統合の限界から、教部省が発足し、仏教側の要請によって同年五月に設立された大教院を参加させ、神官・僧侶を教導職に任命、天皇制国家樹立のための国民教化・啓蒙活動に

動員していくこととなった。しかし、政教一致政策への批判や、島地黙雷などによる大寺院分離運動によって、浄土真宗教団が大寺院から脱退した。明治八年には太政大臣の三条実美が神仏合同布教の差し止めを指令し、大寺院は解散され、神仏各宗は独自の国民教化・布教を行うこととなった。

一八七七（明治一〇）年一月には教部省が廃止、内務省に社寺局が設置された。一八八二（明治一五）年一月には神官の教導職兼補を廃止、内務省達乙第七号によって葬儀に関与することを禁じた。一八八四（明治一七）年八月には、太政官布達第一九号によって神仏教導職を廃止し、各管長住職の任免、教師の等級進退を委任することとなり、神社神道は祭祀のみに限定されていた。また、同年一〇月の内務卿口達「自葬ノ禁ハ自ラ解除セラル」、つまり自葬の解禁によって、キリスト教が事実上解禁された。⁽¹²⁾このように、明治政府は一定の政教分離を行ったことで、間接的に宗教を規制・掌握することとなった。

一八八九（明治二二）年二月一日には、大日本帝国憲法が公布された。憲法の第二八条には、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タル義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定することで、限定的ではあるが、信教の自由が明文化された。このことにより、「安寧秩序」を妨げず、「臣民の義務」に違反しない限りにおいて、キリスト教の信仰が認められることとなった。このことは憲法起草者である伊藤博文の『帝國憲法義解』においても見ることができる。伊藤は「蓋本心ノ自由ハ人ノ内部ニ存スル者ニシテ固ヨリ国法ノ干渉スル区域ノ外ニ在リ」と記したように、国家が信教の自由に干渉することを否定したが、同時に、

但シ信仰帰依ハ専ラ内部ノ心識ニ属スト雖其ノ更ニ外部ニ向ヒテ礼拝儀式布教演説及結社集会ヲ為スニ至テハ固ヨリ法律又ハ警察上安寧秩序ヲ維持スル為ノ一般ノ制限ニ遵ハサルコトヲ得ス而シテ何等ノ宗教モ神明ニ奉事ス

ル為ニ法憲ノ外ニ立チ国家ニ対スル臣民ノ義務ヲ逃ル、ノ権利ヲ有セス故ニ内部ニ於ケル信教ノ自由ハ完全ニシテ一ノ制限ヲ受ケス而シテ外部ニ於ケル礼拝布教ノ自由ハ法律規則ニ対シ必要ナル制限ヲ受ケサルヘカラス及臣民一般ノ義務ニ服従セサルヘカラス此レ憲法ノ裁定スル所ニシテ政教互相關係スル所ノ界域ナリ(傍点筆者)

とあるように、無条件に信教の自由が保障されたわけではなかった。つまり、個人の信仰は憲法上認められるが、教団の設立及び布教活動には著しい制約を与えることとなった。なお、この内務省による宗教行政の対象は、主に神仏道を対象としたものであつて、行政的にキリスト教は対象とされていなかった。

一八九四(明治二七)年七月一六日、イギリスとの間に日英通商航海条約が締結される。これにともない、幕末に結ばれた不平等条約である治外法権が撤廃され、その後各国との条約締結が行われた。しかし、その引き換えに外国人の内地への開放を認めざるを得ず、一八九九(明治三二)年には内地雑居が開始される。この内地雑居に伴うキリスト教の布教に対する警戒が強まり、当時キリスト教と確執のあつた仏教側の反発を招くが、同年七月二七日には、内務省令第四一号「宗教ノ宣布及会堂説教所講義所取締規定」が出され、八月四日に施行された。⁽¹⁵⁾このことにより、キリスト教が正式に行政の対象とされることとなった。この内務省令第四一号では、布教許可は管轄する地方長官への各種届出を行い、許可を得る必要が規定されることとなった。ただし、この内務省令によつて、神仏道以外の宗教も、一定の範囲内において自由に布教を行うことが可能となつたのである。

一九〇〇(明治三三)年四月二七日、「内務省官制」が改正され、社寺局は宗教局と神社局に別れることとなった。この「内務省官制」の改正の結果、神社局は各局の首位に置かれることとなる。⁽¹⁷⁾このような神社局と宗教局の分離は、結果的に神社を行政上「非宗教」として取扱うことが国家の意志として明確化されたという点において、近代の宗

教・神社行政の展開を考える上で画期となる出来事であった。なお、この背景には、一八九九（明治三二）年一月九日の第一四回議會に提出された「第一次宗教法案」がある。この法案は、内地雜居に伴い、仏教界・キリスト教界で様々な軋轢が起こっており、宗教の保護と取締に関する統一的法規制定が必要とされたためであるが、キリスト教を仏教と同列に扱うことに反対した仏教界や貴族院の反対で廃案になるという事情があった。そのため宗教局の成立は、「第一次宗教法案」での議論を前提としつつも、教派神道、仏教、キリスト教などを一括して行政上の対象とするために設けられた部局であった。一九一三（大正二）年に宗教局は、文部省へ移管されることとなった。

以上、明治中期に至るまでの宗教と行政の関係をまとめた。日本の宗教行政は、明治初期の宗教の統一的規制や掌握を目指すがかまく行かず、結果的には「日本型政教関係」が生まれ、かつ大日本帝国憲法によって「安寧秩序を妨げぬ」限りにおいて、信教の自由が保証されることとなった。また、それまで黙認の形で布教を行ってきたキリスト教も、内務省令第四一号によって正式に宗教行政の対象として扱われるようになった。次章では、内務省がこの「安寧秩序」の観点から、外来系新宗教であるモルモン教に対して行政上どう対応を取ったかについて見ていくこととしたい。

二、モルモン教の伝道開始とメディアの反応

本節に入る前に、明治政府とモルモン教の接触について触れておく。実は、明治政府はかなり早い時期から、モルモン教と接触し、その存在を認識していた。

政府の官僚で始めてモルモン教と接触したのは、伊藤博文であったとされる。モルモン教の資料によれば、金融制度調査の目的で渡米した伊藤が、一八七一年にソルトレイクシティのステーク会長であったアンガス・M・キャノン

と会ったという⁽¹⁸⁾。伊藤は電車での移動中であり、二日半ほどの間、モルモン教徒についてとモルモン教の歴史などについてキャノンと話し、別れ際、伊藤はモルモン教徒についてもっと知りたいと述べたので、キャノンは教会関係資料を送った。この後、伊藤は一八七二年に岩倉使節団が訪米した際、再度モルモン教と接触することとなる。

岩倉使節団の一行は、大雪に見舞われ二週間ほどソルトレイクシティに滞在した。ここでモルモン教徒による歓待を受けている。当時の接触の記録は、久米邦武が『特命全権大使米欧回覧実記 第一篇 米利堅合衆国ノ部』(博聞社、一八七八年)において記述されているが、これによれば、モルモン教(「モルモン宗」と表記)が「キリスト教から分かれた異教の一種で、多妻婚が行われていた」ことなどが記述されている。使節団はブリガム・ヤング大官長と会い、神殿や学校、劇場など様々な場所の見学を行った。使節団に同行した伊藤は、その後二度ほどキャノンと接触し、日本に來たら訪ねて来るよう述べたという⁽²⁰⁾。このような経緯から、後に日本で伝道が行われたとき、宣教師達は伊藤を訪ねているが、接触ができたかについては明らかになっていない。

日本での伝道活動は一九〇一(明治三四)年に始まっている。大日本帝国憲法の発布および、一定の宗教の自由が認められたことが、その大きな要因であるとされる。伝道開始に伴い、多くの新聞・雑誌がモルモン教の記事を掲載したが、そのほとんどは批判的なものであった。

当時の「二六新報」の八月一四日の記事には、「多妻主義を以て聞こえたる米・国・ユ・タのモルモン宗宣教師日本に渡航せんとす」とあるように、モルモン教は当初から「多妻主義」、すなわち「一夫多妻」というイメージが付きまわっており、明治期の日本での伝道活動は、こういった日本の状況を宣教師達がほとんど理解せずに始まった。宣教師たちは、これらのイメージの払拭を図ることから始めなければならなかった⁽²¹⁾。

次に、モルモン教に対する行政側の対応について、新聞記事を参考に見ていくこととする。当時の伝道部長ヒ-

バー・J・グラントは、モルモン教に好意的な記事を執筆していた「二六新報」の岡野英太郎とともに、九月三日に東京の内務省に赴き、宗教局局长宇佐美勝夫、総務局文書課長兼大臣官房参事官有吉忠一に会っている。これは、正式に伝道活動の許可を得るためだと考えられる。⁽²³⁾ここで届出に関する指示を受けたのか、グラントは神奈川県に伝道活動の許可を得ようとしている。⁽²⁴⁾

その後の足取りについては、当時の新聞から窺い知ることができる。東京朝日新聞には、次のように宣教師達が行動したことが記載されている。

モルモン宣教師警部長を訪ふ

横浜山手廿五番館に滞在中なるモルモン宗の宣教師らは打揃ふて昨六日午前十時黒岩神奈川県警部長を警察部に訪問し布教に關し我法規及び手続等に就て親しく問合せたる上辞し去りしと聞く。

【東京朝日新聞明治三四年九月七日】

この次の日の記事では、神奈川県知事に布教の届け出を行ったことが掲載されている。

モルモン宗の布教

モルモン宗の宣教師グラント氏外三名布教の手続打合の爲め神奈川県警部長を訪問せしことは前号に記せしが不取敢明治三十二年七月内務省令第四十一号の規定を遵奉し不日宗教の名称布教の方法に履歴書を添へ神奈川県知事に届け出直ちに布教する準備中なりと聞く。

【東京朝日新聞明治三四年九月八日】

その後の足取りであるが、東京朝日新聞の九月二一日の記事では、前日二〇日に一度布教届が提出されたことが記述されている。布教届には、「モルモン教（当時はモルモン宗）」の教義を教授する際に、「一私人の家屋、教会堂、会館並に公道に於て説教すること」「本教会の教理を示す處の論説文及其外の出版物を流布すること」などや、布教に際し、「教義の説明事項中一夫多妻は最早当教会の許さざる處一妻多夫の教は説教不致」と誓言したと載せられている。つまり、伝道時に、「一夫多妻」という教義を、すでにアメリカ本国では廃止したということを説明しなければならなかった。しかし、九月三〇日の記事では「布教届及び履歴書中不完全の廉少なからざるにより」この届出は却下され、書き直しが命じられている。

この間に宗教行政を担当していた内務省宗教局は、どのような対応をしていたのだろうか。これについては、東京朝日新聞の九月二四日に、次のような談話が載せられている。

モルモン宗と内務省

モルモン宗に対する内務当局者の意見を叩きしに目下評議中なれば何れとも明言難しとはいわれたれど左の談片を玩味せば我当局者の意向も精知するを得んか。曰く

△一夫多妻は彼れの教義なり。彼は神は人間同様の形体を具し情欲を有し且つ靈能を有するものなり故に人にして多くの人を作るは神意に合うなりと説ける由。合衆国の法律に於て一夫多妻を嚴禁したる以来は公然之を實行し又之を宣布する者なきも事実には今猶一夫多妻主義を行い居れりと聞く。

△元来布教を為すに届出を要し教会堂の建設を為すには願出を要す。(三十二年内務省令第四十一号) 彼れは未だ本省に向て布教の届出をなさず。若し此規則を無視し恣に布教する等の事あらば行政執行法に依つて直ちに相当の処分を為すべく、相当の手續を経て布教に従事するも其説く所我國の安寧秩序を妨ぐるの恐れあるときは行政警察権を以て之を禁止し若しくは解散せんのみ。

△然れども特別の行為なきに於いては信教は自由なり。漫然たる推測を以て之を禁止すると能はざるべし云々。
(傍点筆者)

【東京朝日新聞明治三四年九月二十四日】

ここからは、一夫多妻がアメリカ合衆国においては法律で禁止されているが、実態としてかなりの数の信徒がまだ一夫多妻を行っていたことや、教会堂の建築に関して許可を届け出ていること、「我國の安寧秩序を妨げるならば」警察権を持つて禁止、解散をする可能性があることが記載されている。つまり、この記事からは、未だ行政として布教の許可を出すか判断が下りていないことがわかる。

三、基督教婦人矯風会とモルモン教

ここまで、モルモン教の動きに対するメディアの情報を中心に見てきたが、ここでは少し視点を変えて、この期間に、日本のキリスト教界の中で、直接モルモン教の布教を禁止するように意見書を提出したキリスト教団の動向について触れておきたい。

当時、キリスト教社会主義者であった木下尚江は、モルモン教について厳しい批判を行っているが、木下と関係し

ていた「基督教婦人矯風会」^{キョウフウカイ}が、内務省に意見書を提出している。

意見書を提出したのは、日本婦人矯風会会頭の矢鳥楫子と、東京婦人矯風会会頭の瀬田千勢子である。矯風会は、女性の権利活動に取り組んでおり、特に廃娼運動に熱心な団体であった。モルモン教は廃娼運動などが活発であった渦中に日本に來日しており、この教団は批判の急先鋒であった。

矯風会が内務省へ意見書を提出したのは一〇月九日で、後述する内務省の秘甲第一八四号が出される直前である。内容は次のようになっており、長くなるが引用してみる。

此度米国よりグラントと称するもの來朝いたしモルモンと称する宗教宣布の許可出願いたし候趣右は風紀を汚し社会を攪乱する邪宗に候へば何卒布教御許可なき様閣下に於て御取計下され度左にその理由開陳仕候

第一 モルモン宗は一夫多妻の悪習を奨励する宗教に御座候我我国民法第七百六十六条には配偶者アル者ハ重子テ婚姻ヲ為ス事ヲ得ズとあるに抵触致すこと勿論に御座候加之彼等宗徒は母も娘も同時に同一の男子を夫とすることをさへ禁ぜざる由多妻の弊も茲に至りて極まれりと申すべく倫常を蔑みし婦人を軽侮する野蠻の所為真に悪むべきものと存候間宗徒は十年以前一夫多妻の風習を廃し居り候様自白致し居る趣には候得共是れは政治上の目的ありて暫らく世を欺瞞致し居るものに有之決して真実之を改めたるには無之候現にモルモン宗の本拠たる合衆国ユタ州には別居の多妻制度実行せられて合衆国の国法も蹂躪致され居候越に御座候

第二 モルモン宗の教制を聞くに許多の長老執事の上に七十人の弟子なるものあり、又その上に十二の使徒なるものあり更に其上に無限圧制なる一人の総管長あり此の総長は殆んど神の如く敬はれ驚くべき勢力ありて其下級僧侶は勿論一般信徒は何事も之に盲従せざるを得ずモルモン宗成功の秘訣は茲にあるものなると共に亦その恐る

べき点も茲にあるものの由に御座候即ち此の総管長は只宗教土の大権だけを握れるものにては無之政治上、財政上、社会上、事業上一切の総轄者にして取りも直さず彼れはモルモン信徒の王たり信徒は彼れの臣民たり随つてその一致結合の勢力を恃み屢々合衆国政府を悩まし隠然一国家の靚を呈し居ることに御座候されば今後彼等にして我国に於て勢力を得ること有之候はば行政上由々しき大事を惹き起し可申与と存候

第三 モルモン教徒は目的を達するためには如何なる手段を取るも選ぶ所にあらず目的吉へ善くば手段は之がために神聖となるとの意見を有し随分血を流し人を殺すを辞せず一千八百五十七年には百三十六人の移民彼等の兇手に殲殺せられたることも有之趣に御座候私共之を開きて只管戦粟マツの外無之候

第四 モルモン宗宣教師等は歐洲地方に赴きてユタ州の富饒を説き先づその愛国心を動揺せしめ然る後ち社会の制裁やら国法の束縛にて信教の自由を得ざるものを唆かして該州へ移住せしめ候趣き就ては今後若し我国に布教致候こととも相成候はば臣民の忠良なる精神を害すること大なるべしと存候

以上四項たとひ其一あるも布教禁止の理由として充分なるものに候然るに此の四項を備へ候上は是非とも禁止すべきものと存候政府は現在の邪教淫祠に対しても今後更に嚴重の御取締を御加へなされ候御意向の由聞き及び候此際外来の邪教には一步も御覧仮なく御禁止有之度右モルモン宗は開宗以来僅々六十有余年にして三十万人の信徒を有するに至りしほど蔓延速かなる宗教なれば嫩葉の内に摘まざれば斧を用ふるの悔もあらんかと杞憂いたし候何卒右の趣意御採納有之度我等會員一同に代りて奉懇願候也

明治三十四年十月九日

日本婦人矯風会会頭 矢島楯子

東京婦人矯風会会頭 瀬田千勢子

【『婦人新報』明治三四年一〇月二五日発行第五四号】⁽²⁶⁾

内務大臣男爵内海忠勝殿

右の意見書からは、①一夫多妻の教義②大管長の持つ絶対的権力への忠誠③アメリカで政府を相手に戦争を行ったこと(ユタ戦争)④ユタ州への移民を勧めることの四点が批判のポイントとなっている。この内容は、後述する内務省の通牒秘甲第一八四号との一致が見られる。「秘甲第一八四号」を引用したかは確認できないが、問題となるポイントを提示したと考えるべきだろう。

意見書は、内務総務長官の大森鍾一に提出された。矯風会の記録によれば、大森は「同省に於いても目下同教に就て研究中なると、該宗教に対する合衆国法律に従いて一夫多妻を公言せざれば、政府が宗教に対する一般方針として直ちに禁止すると能はざる」と語ったという。その後、一〇月一日には、神奈川県知事に、横浜婦人矯風会会頭渡辺はる子によって同一意見書が提出されている。⁽²⁷⁾

矯風会による意見書については、モルモン教宣教師のグラントも把握していたようである。一〇月一〇日のグラントの日記には、「日本の指導的女性の一部が内務省に請願書を出し、私たちがこの国で布教活動を行うのを禁じるように要請したことを知った」と記録されている。⁽²⁸⁾

このような矯風会の活動の最中、既に内務省宗教局と警保局によるモルモン教の偵察が行われている。

内務省の取締りが行われなかったことに対し、矯風会側は、一九〇一(明治三四)年一二月二五日発行の『婦人新報』で次のような記事を載せている。

先きに我等、モルモン宗に関する数カ条の害毒を挙げ、之を内務大臣と神奈川県知事とに提出し置きたりしが、神奈川県知事は此程に至り、遂に一夫多妻主義を棄つべしとの条件付きにて、該宗の布教届けを受理せりといふ。事既に茲に至りたる以上は、我等今後の覚悟は、飽くまでモルモン宗と戦うにあるのみ。我等は注意して、彼の徒の挙動を監視し、機を見て動く所あるを要す。奮へ我が会員よ、敵は既に政府の受理てふ一の地理を占めたるぞかし。今にして思へば、我等が政府に依頼して、以てその布教を阻止せんとしたりしとは、或ひは余り儉安の所為なりしやも、また知るべからざるなり。

【『婦人新報』明治三四年一二月二五日発行第五六号】⁽²⁰⁾

この後、矯風会はモルモン教に対する監視を行ったという記録は見られない。しかしながら、これらの資料からは、矯風会のようなキリスト教系フェミニズム団体が、「一夫多妻」で知られていたようなモルモン教を目的の敵にしたことが窺えるだろう。

四、内務省のモルモン教への対応

これまでみてきたように伝来当初のモルモン教は、メディアやキリスト教団から警戒されていたことが窺い知れよう。次に内務省宗教局の内部資料を基に、モルモン教対策の実態について見ていくことにしよう。当時の内務省宗教局は、モルモン教に対し、通牒秘甲第一三八号を発し、警保局に対し次のように偵察するよう指示を出している。

秘甲第一三八号⁽³⁰⁾

今般モルモン宗教師「ヘーバー、ジェー、グラント」ナル者本邦へ布教之目的ヲ以テ「エル、エー、ケルスチ」「エー、オン、テラー」「エッチ、エス、インサイン」ナル三名ノ教師ヲ随ヘ米國ヨリ渡來シ目下横浜ニ滞在之趣ニ有之候処同宗布教ニ関シテハ特ニ嚴密視察之必要有之候条同宗教師ニシテ貴官下ニ罷越候際ハ其行動ハ勿論布教之方法説教之要旨等細密御偵察之上至急御内報有之度依命此段及通牒候也

明治三十四年八月廿四日

右の通牒では、モルモン教の四人の宣教師の行動、布教方法、説教の要旨などを細密に偵察するように指示されている。宣教師達は、横浜のホテルから動くことはなかったが、多くの新聞、知識人による訪問を受けていた。九月三〇日に神奈川県知事に布教届が提出された際には、許可は出なかったが、この間も偵察が進んでいたと考えられる。一〇月一九日には警保局、宗教局の両局長名義で、新たに秘甲第一八四号を通牒している。

秘甲第一八四号^①

モルモン宗布教ノ儀ニ関シテハ本年八月二十四日付秘甲第一三八号依命通牒ノ次第モ有之候処九月三十日付ヲ以テ同宗宣教師米國人ヘツバー、ジェー、グラント外三名ヨリ布教届ヲ神奈川県知事ニ提出致候就テハ同教師等ニシテ貴官下ニ罷越候際ハ八月二十四日付秘甲第一三八号通牒ノ通其行動ハ勿論布教ノ方法説教ノ要旨詳細御偵察相成殊ニ其公衆ヲ会同シ布教スル場合ニアリテハ其情況ハ勿論可成詳密ニ其演説ヲ筆記セシメ個人訪問伝道ノ場合ニアリテハ其説話ノ要旨並ニ其情况等速ニ御報告相成度又布教ノ方法トシテ小冊子等ヲ配付スル場合ニアリテハ出版法規定ノ手續ヲ履行シ居ルヤ否ヤ、其説教所講義所等ヲ設置セントスル場合ニハ三十二年当省令第四十一

号ニ反スルナキヤ否ヤ等嚴重監視シ充分御取締有之候様致度為御參考別紙宣教届写相添依命此段及通牒候也
 明治三十四年十月十九日

内務省宗教局長斯波淳六郎
 内務省警保局長鈴木定道

右の文書には、通牒秘甲第一三八号を基に、詳細な偵察を行うように述べ、特に次の三点に注意するように通牒している。

追テ彼等ノ布教ニ付テハ其直接ト間接トヲ問ハス殊ニ左記ノ点御注意相成度

- 一 一夫多妻ヲ勸説スト認ムヘキ点ナキヤ否ヤ
- 一 彼等ノ宗^{プレジデント}長タルモノ、宗旨上並ニ政治上ノ無限権力ヲ説キテ国法ヲ無視スト認ムヘキ点ナキヤ否ヤ
- 一 彼等ノ根拠地タル米国ユーター州ニ移住ヲ勸説スト認ムヘキ点ナキヤ否ヤ

このように、当時の内務省は、①モルモン教が一夫多妻を認める言説をすること、②大管長の権力を絶対として日本の法律を無視すること、③アメリカのユタ州、ソルトレイクシティへの移民勧誘を行うことについて、強く警戒していたことがわかる。この内容は先述した矯風会の批判のポイントである「一夫多妻ヲ勸説スト認ムヘキ点ナキヤ否ヤ」「彼等ノ宗^{プレジデント}長タルモノ、宗旨上並ニ政治上ノ無限権力ヲ説キテ国法ヲ無視スト認ムヘキ点ナキヤ否ヤ」「彼等ノ

根拠地タル米国ユーター州ニ移住ヲ勸説スト認ムヘキ点ナキヤ否ヤ」との一致が見られる。

その後、内務省警保局による偵察からは、特に問題が見られなかったと思われ、日本各地への伝道活動が行われていく。しかし、その後も内務省による警戒はしばらく続いており、一九〇三（明治三六）年には調査成果をまとめた報告書が内務大臣桂太郎に提出されている。報告書のタイトルは「モルモン」宗」とタイトルがつけられ、かなり詳細な調査報告がされている。⁽²²⁾ 当該資料は、次の文から始まっている、

本書ハ「ゼー、チャーチ、オフ、ゼサス、クライスト、オフ、ラツター、デー、セインツ」（通常「モルモン」宗ト称ス）ニ関スル書籍冊子等ニ就キ要ヲ摘ミ称譯補綴シタルモノニシテ敢テ之ヲ以テ「モルモン」宗ノ性質を論断セントヲ試ミタルモノニアラス只参考ニ一端ニ資セントスルノミ

続いて、各項目の説明に入る。内容は、第一に「モルモン」宗ノ組織等概要」、第二に「モルモン」宗信仰箇条」、第三に「モルモン」宗ニ対スル非難一般」、第四に「モルモン」宗ニ関シ北米合衆国政府ト外国駐在外交官トノ往復文書」といった内容で構成されている。では、内容を詳細にみていくことにしよう。

第一の「モルモン」宗ノ組織等概要」では、「全権ヲ有スルモノヲ宗長ト云ヒ二人ノ顧問アリテ之ヲ補翼ス其下二十二使徒、七十弟子、高僧、監督、長老、執事、教師、アリ此等ノ徒一団ヲナシ宗長ノ専制主義ヲ組成ス」と当時のモルモン教の組織構造を説明し、伝道に従事する宣教師の詳細な実態について記載している。また、改宗者を得る方法としては「其ノ地方ニ於テ戸々ヲ歴訪シテ、モルモン宗伝道師タルコトヲ告ケテ其信仰条目ノ簡單ニ印刷サレシ小冊子ヲ与フ后一定ノ時日ヲ経過シ再ヒ各戸ヲ訪問シ教理ヲ詳細密ニ記シタル第二ノ小冊子ヲ与フルヨリ而シテ第

二回訪問ノ際ニ於テ、モルモン宗ニ対シ毫モ注意セサル者ニハ爾後再ヒ近ツクコトナシ」とあり、当時は戸別訪問による勧誘が行われていたことが報告されている。この戸別訪問は、全世界的に行われており、街頭伝道と共にモルモン教の重要な伝道手段として現在でも行われている。

第二の「モルモン」宗信仰箇条」は、原典英語の翻訳がかなり忠実に行われており、現在の「十三の信仰箇条」とほぼ同じである。この点については、特筆すべき点は特にない。

第三の「モルモン」宗ニ対スル非難一般」には、十五個の非難点が述べられている。その中には、モルモン教が「他の教派を認めていない事」や、「スミスを神の預言者としている」こと、「人が神となることができるとする教義がある」こと、「神が人の形をしている」こと、「モルモン書を經典として信じている」こと、「代理洗礼（死者のためのバプテスマ）がある」ことなど、当時のモルモン教に対する批判のポイントがまとめられている。さらにこの報告では、特に海外において「僧侶制度」「多妻主義」の二点が批判の中心とされていたと分析されている。

「僧侶制度」に関しては、「(一) 政教一致を企画シ (二) 宗長の絶対無限ノ権力ヲ有スルコト」が批判の対象とされていたとする。また、「開祖「スミス」ノ真ノ目的ハ宗教ニアラスシテ政治ニ在リ宗教ヲ説クハ其最終ノ目的ニアラスシテ米國ニ一王国ヲ建設スルハ彼ノ真意タリシ」としており、ミズーリ州、イリノイ州において神聖政治を目指していたことが述べられている。

報告には、ジョセフ・スミスの次に大管長となったブリガム・ヤングが移民の誘致を行い、「宗教上ノ権力ト政治上ノ権力トヲ合致セシメテ」ユタ州の開拓を進めたことや、十分の一献金を課して、その資金力から州内の行政機関や司法機関をモルモン教徒の手に収めたこと、独自の軍隊を組織したことなども批判の要因としている。さらに、管長の権力が「実ニ絶対無限ナリ其及フ所独リ宗教上ノミナラス政治上經濟上人事百般ノコト凡テ及ハサル所ナシ」と

して、「要スルニ「モルモン」宗ハ政教一致ノ主義トシ宗長絶対無限ノ権力ヲ統フルモノナルトハ批評家ノ殆ト一致スル」とまとめられている。

次に「多妻主義」に関しての批判がまとめられている。モルモン教の「一夫多妻」については、スマスが一八三八年に数人の婦人と同棲しており、一八四三年に教義としたとされ、そのことが新聞で批判された際、新聞社を焼き討ちしたことが記述されている。その後、しばらくは秘密行われてきたが、ユタ州にヤングが一八五二年に教義を復活させ、ヤング自身一三人の妻と七〇人の子供がいたと述べられている。

続いて、アメリカ政府の「エドモンド・タッカー法」により、管長のウィルフォード・ウッドラフが「一夫多妻」を公式に否定したとする宣言書が記述され、一八九〇年以降は「一夫多妻」が行われなくなったという経緯が報告されている。しかし、実際には何名かの信徒が引き続き「一夫多妻」状態になっていることなどが述べられている。

第四の「モルモン」宗ニ関シ北米合衆国政府ト外国駐在外交官トノ往復文書」では、世界各地に派遣された駐在官による報告書が載せられている。報告書では、丁抹国（デンマーク）、独逸国（ドイツ）、瑞西国（スイス）などの駐在外交官から、各国での伝道活動や、国外退去になった事例などが報告されている。

これらの記述から推測するに、内務省は詳細な調査を行いつつ、「一夫多妻」や「移民の勧誘」を問題視し、かなり警戒をしていたことが窺われる。この時期のモルモン教は東京の築地メトロポール・ホテルに伝道部を移転し、その後日本各地への伝道が開始されていく。しかし、一九二四年（大正一三）年には排日移民法や伝道活動の失敗により、日本から撤退してしまうことになる。³⁶⁾

まとめ

最後に、モルモン教の事例から、明治中期の国家体制下における宗教の関係を、「共存」という視点から捉えてみたい。

日本の宗教行政の流れを考える上で、キリスト教対策は重要な課題であった。しかし、日本は近代国家として大日本帝国憲法の発布や内地雜居を行っていくことで、キリスト教を公認せざるを得なくなる。内務省令第四一号によって、キリスト教は行政の対象として公認された。無論、無条件の信教の自由が許されるといふ訳ではなく、そこには新宗教などと同様に「安寧秩序を妨げぬ限り」において認められるとされる限定的な自由ではあった。こういった中で、外来系の新宗教として日本への伝道を始めたモルモン教は、日本の一部のキリスト教から否定され、その中の矯風会は内務省へ意見書を提出した。意見書の内容は、モルモン教の布教を認めない理由として、①一夫多妻の教義②大管長の持つ絶対的権力への忠誠③アメリカで政府相手に戦争を行ったこと（ユタ戦争）④ユタ州への移民を勧めることにあった。

矯風会の動きとは別に、内務省宗教局は警保局と共にモルモン教の偵察を行い、通牒秘甲一三八号と秘甲第一八四号を出し、①一夫多妻の教義の流布②大管長を優先し国法を守らぬこと③移民の勧誘の恐れ、の三点が国家の「安寧秩序」を乱すものであるとして警戒していた。これは、先に述べた矯風会側による意見書との一致が見られる。しかし、特別に問題が見いだせなかったため、その後神奈川県知事によって布教許可が出ることとなった。だが、その後も警戒が続けられており、「モルモン」宗という緻密な報告書が内務大臣宛に提出される。報告書には、当時のモルモン教会の組織構造や、信仰簡条、歴史や教義を海外の資料を基に綿密な報告を行っている。また、海外の駐在外

交官から多くの情報を取得しており、内務省側は各国のモルモン教の伝道活動についてかなり正確に把握していたと考えられる。

明治中期の日本社会においてモルモン教が警戒された理由は、「一夫多妻という教義」の問題、「大管長を優先した国法の否定」、「移民の斡旋」にあったと集約することができるが、この点について内務省の調査によって問題が無いとして判断されたことにより、伝道が公認されることとなったのである。つまり、モルモン教が日本社会における「安寧秩序」観に合致できない教義があるという恐れは、内務省の偵察でその問題が払拭されたことによって、国家はモルモン教の伝道活動を許可したのである。このことは、伝道開始時のモルモン教がメディア及び矯風会のような反モルモン教のキリスト教団体による反対運動に晒されながらも宗教行政によって一旦許可が為されれば正式に伝道活動が認められたことを示している。即ち、このモルモン教の事例から窺い知れるが如く、明治中期の国家体制下における宗教の「共存関係」を構築する必要条件の一つに法的条件が重要であったことが理解されるだろう。これにより、モルモン教のような外来系新宗教教団であったとしても、国内においては法律による保証の下、他のキリスト教をはじめとする諸宗教との共存が可能とされたのである。

無論、こうした事例は、国内の他の新宗教と比較や、大正、昭和期という社会的な変化に伴う宗教行政の変容についての検討をすることも重要な課題であるが、これについては今後の課題とすることとする。

註

- (1) 「外来系新宗教」「キリスト教系新宗教」など、モルモン教、エホバの証人、クリスチャンサイエンスといった教団はは包括する呼称が定められていない。ここでは、『新宗教事典』の「外来の新宗教」の区分を参考とする（井上順孝他編『新宗教事典』弘文堂、一九九四年、六五七―六五八頁参照）。外来系新宗教は、次の四つに分類できる。①アメリカ系：モルモン教、エホバの証人、クリスチャンサイエンス、セブンズデー・アドベンチスト②インド・アメリカ系：クリシユナ意識国際協会、国際T M協会、シッタ・メディテーション③韓国系：世界基督教統一神霊協会など④ヨーロッパ系：ラエリアン・ムーブメント、スピリチュアル系など。
- (2) 古沢広祐によれば、共存とは「多様な人間集団（地域社会、国家、国際社会）の存在様式において、敵対的關係（他者の否認）ではなく、互いに存在を受け入れ（存在受容）、関係性を維持しつつ多様性構築の可能性を保持する様態」であるとす（古沢広祐編『共存学・文化・社会の多様性』弘文堂、二〇一二年）。
- (3) 教会の公式発表では、二〇一五年現在の日本人信徒数は一二万七六三五人で、世界の教会員数は一五三七万二三三七人となっている。http://www.mormonnews.jp/%E4%BA%8B%E5%A%B9%E3%81%A8%E7%B5%B1%E8%A8%88 参照
- (4) 日本での展開は、次の五つの時代に区分することができる。初期（一九〇一（明治三四）年～一九二四（大正一三）年）の伝道開始時から伝道部閉鎖まで、中断期（一九二四（大正一四）年～一九四六（昭和二二）年）は伝道部閉鎖から戦後伝道が復活するまで、再開期（一九四七（昭和二三）年～一九六七（昭和四二）年）は再伝道から各地の伝道部が形成されるまで、発展期（一九六八（昭和四三）年～一九八〇（昭和五五）年）はワード・ステークなどの組織化や大阪万国博覧会でのモルモンパビリオン出展まで、安定期（一九八一（昭和五六）年～現在）は信徒数の増加が一定となり、二世信徒が増加してきた時期から現在までとなる。日本のキリスト教の中では比較的多くの信徒数を持っている。また、かなり二世・三世教会員が増えているとみられ、次世代への信仰教育が行われている。このことから、ある程度日本では定着した教会と考えられる（杉内寛幸「戦前における末日聖徒イエス・キリスト教会の日本布教とキリスト界の反応」『神道研究集録』大学院大学研究科神道学・宗教学専攻、二〇一五年）。

- (5) ウイリアム・マッキンタイヤ、高木信二『日本末日聖徒史1830-1980年』ビーハイブ出版、一九九六年。
- (6) 日本伝道一〇〇周年実行委員会編『世紀を越えて—末日聖徒イエス・キリスト教会伝道一〇〇年のあゆみ』末日聖徒イエス・キリスト教会、二〇〇二年。
- (7) Murray L. Nichole [HISTORY OF JAPAN MISSION OF THE CHURCH OF JESUS CHRIST OF LATTER-DAY SAINTS 1901-1924] BYU^{*} 1957年
- (8) Reid L. Neilson [Early Mormon Missionary Activities in Japan, 1901-1924] Univ of Utah Pr (T)^{*} 2010年
- (9) 小川原正道『日本の戦争と宗教 1899-1945』講談社、二〇一四年。
- (10) 慶応四年三月の立て札には、「一切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ若不審ナル者之ハ其筋之役所へ可申出御褒美可被下事 慶応四年三月 太政官」という立て札が提示された。この立て札は「切支丹」と「邪宗門」が誤解される恐れから、「一切支丹 邪宗門ノ儀ハ是迄御制禁ノ通固ク相守事 一邪宗門ノ儀ハ固ク禁止候事 慶応四年三月 太政官」と変更される。
- (11) 安丸良夫・宮地正人編『日本近代思想大系五 宗教と国家』岩波書店、四三二頁。
- (12) 井上順孝・阪本是丸編 新田均「明治憲法制定期の宗教関係」『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年 一八五頁
- (13) 伊藤博文『帝國憲法義解』國家學會、一八八九年 四一頁。
- (14) 前掲、同『帝國憲法義解』四一—四二頁。
- (15) 小川原は、内地雑居に伴う仏教の反発について、資金力の豊富なキリスト教が伝道を展開することで、勢力が拡大されることを危険視していたとし、キリスト教排撃論を盛んに唱えていたとする（前掲、『日本の戦争と宗教 1899-1945』講談社、二〇一四年 一九頁）。これに対し、内務省はあくまで外交上の外国人の権利保護の方針を示しており、キリスト教に対する警戒自体は続いていたとする（同二四頁）。
- (16) 後述するように、モルモン教は内務省に書類を提出する際、第二条の「在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ」を参考にしたりと見られ、神奈川県知事に書類を提出している。参考までに、内務省令第四一号を全文掲載する（高松泰介編『現行宗教法令』一九〇二年、一六一—一六三頁）。

内務省令第四一号 宗教ノ宣布及会堂説教所講義所取締規定

第一条 宗教ノ宣布ニ従事セントスル者ハ左記事項ヲ具シ履歴書ヲ添ヘ其住所、住所ナキトキハ居所ヲ管轄スル地方長官ヘ届出ヘシ

一 宗教ノ名称

二 布教ノ方法

本令施行前ヨリ宗教ノ宣布ニ従事スル者ハ本令施行後二箇月以内ニ前項ノ届出ヲ為スヘシ

第二条 宗教ノ用ニ供スル為メ堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セントスル者ハ左記事項ヲ具シ其所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一 設立ヲ要スル理由

二 設置ヲ終ルヘキ期限

三 名称、所在地並敷地及建物ニ関スル重要ナル事項但図面ヲ添フヘシ

四 宗教ノ名称

五 管理及維持ノ方法

六 担当布教者ヲ置クトキハ其資格及選定方法

前項第二号ノ期限内ニ於テ前項ノ堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ設置セサルトキハ前項ノ許可ハ其効力ヲ失フ

本令施行前ヨリ宗教ノ用ニ供スル堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ノ設立者、設立者ナキトキ若ハ故障アルトキハ管理者ハ第一項ニ掲クル事項ヲ本令施行後二箇月以内ニ所轄地方長官ヘ届出ヘシ（高松泰介編『現行宗教法令』一九〇二年、一六一—一六三頁）

(17) 大霞会内務省史編集委員会『内務省史 第一卷』原書房、一九七二年 一三〇—一三二頁。

(18) 前掲、マッキンタイヤ、高木『日本末日聖徒史 1850—1980年』四頁。

(19) 久米に限らず、当時同行していた木戸孝允は、「一夫多妻」について三浦梧楼と植村正直宛にブリガム・ヤング大管長が「二人の妻を持ち」、「子供が六〇人あまり」いたことを報告している（木戸公伝記編纂所編『木戸孝允文書 第四』日本史籍協会、二〇〇九年）。

- (20) 前掲、マッキンタイヤ、高木『日本末日聖徒史 1850-1980年』一〇頁。
- (21) 当時の宣教師達に協力した人物として、廣井辰太郎、平井金三、岡野英太郎などがいる。彼らは英語の知識を持っており、冊子などの翻訳作業などの協力を行っている。また、キリスト教徒であった高橋五郎は『廢兒門教と廢兒門教徒』を著し、日本での伝道活動に協力している。拙稿「戦前における末日聖徒イエス・キリスト教会の日本布教とキリスト界の反応」(『神道研究集録』二〇一五年)
- (22) 当時の『二六新報』は、多くの新聞がモルモン教を批判的に載せている中、直接グラントにインタビューを行っている明治三四年八月一八日の記事には、「使徒ヘツバー・ジェー・グラント氏の宣言書」と題された布教宣言書とも言うべき記事が掲載されている。連載は続き、八月二三日の記事には、「一夫多妻は過去の事なり。願くは二六の読者をして吾徒を誤解せしむる勿れ。」と、一夫多妻が過去の教義であり誤解しないでほしいと述べられている。岡野と共に、内務省に届け出を行ったのは、こういった経緯があったからではないかと推測される。
- (23) 前掲、マッキンタイヤ、高木『日本末日聖徒史』五四頁。
- (24) マッキンタイヤは、当時宣教師達は内務省令四十一号の第一条と第二条の「管轄する地方長官への届け出」から、地方長官である神奈川県知事への通知だけで良いと考えたと推測している(前掲、同『日本末日聖徒史』五四頁)。
- (25) 木下尚江は、東京専門学校を卒業後、長野県の「信陽日報」の記者の後、松本美以教会で洗礼。廢娼運動や足尾鉍毒問題などで論陣を張る社会運動家である(鄭ヒョン汀『天皇制国家と女性―日本キリスト教史における木下尚江』教文館、二〇一三年)。木下は九月二二日に銀座会館でモルモン教に対して厳しい批判を行っている。その批判の中心は「一夫多妻」についてである。「一夫多妻」については、次のような記述がある。「しかるにモルモンは国法に背くがため自からわが宗義と信する一夫多妻のことを今は云はじと唱ふ。これモルモンが一夫多妻を真理に反することと信するが故か。否。然らば之れを(多妻説、云ふことを欲せざる為めか。否。モルモンは嘗て法廷に弁論したりときく。されど懺悔したるをきずかざれば、モルモンは一夫多妻の行為を廢したるか。否。彼は我国に多妻主義の實際教課書として来れるなり。」(『婦人新報』明治三四年一〇月二五日第五四号、一八一―二〇頁)
- (26) 『婦人新報』(明治三四年一〇月二五日)第五四号、二八一―二九頁。

- (27) 財団法人 日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、一九八六年 一七八―一八一頁。
- (28) 前掲 同『日本末日聖徒史』五〇頁。
- (29) 『婦人新報』（明治三四年二月二十五日）第五六号、一六頁。
- (30) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:A05032413500「モルモン宗教師の行動注意方（通牒）」（国立公文書館）
- (31) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:A05020110700「モルモン宗布教に関する件（国立公文書館）」
- (32) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:A05032424400「モルモン」宗（宗教局）（国立公文書館）
- (33) 前掲、杉内「戦前における末日聖徒イエス・キリスト教会の日本布教とキリスト界の反応」『神道研究集録』二〇一五年 四七―四八頁。